

# 中国税理士会徳山支部規約

## (名称)

第1条 当支部は、中国税理士会徳山支部(以下「支部」という。)と称する。

## (目的)

第2条 支部は、中国税理士会(以下「本会」という。)の会則、規則等に基づき、その目的達成に資するため、支部に所属する会員(以下「支部会員」という。)に対する指導、連絡及び監督を行うことを目的とする。

## (事業)

第3条 支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会が行う事業に関し、本会が指示する事項について必要な事務又は調査を行うこと。
  - (2) 支部会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策を実施すること。
  - (3) 支部会員の品位保持及び税理士の義務の遵守に関する諸施策を実施すること。
  - (4) 支部会員の税理士の業務又は支部の業務に関し、必要な事項について本会、税務官公署若しくは税務関係団体と連絡、協調を図ること。
  - (5) 支部会員の資質の向上を図るため、会員の業務に関する研修事業及び税理士の業務の改善進歩を図る施策を実施すること。
  - (6) 本会の定めによる税理士法(以下「法」という。)第2条の業務における電磁的方法(法第2条の3に規定する方法をいう。)の利用に関する施策を実施すること。
  - (7) 本会の定めによる税務支援に関する諸施策を実施すること。
  - (8) 本会の定めによる租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動(以下「租税教育等」という。)に関し必要な諸施策を実施すること。
  - (9) 公益活動その他の社会貢献活動に関する諸施策を実施すること。
  - (10) 支部会員の融和と福利厚生を図るための諸施策を実施すること。
  - (11) 支部会員の使用人その他の従業者に対する指導、監督に関する施策を実施すること。
  - (12) その他支部の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 支部は、本会の会長の諮問に応じ税理士の業務、税務行政の運営等について本会に答申する。
- 3 支部は、第1項に規定する事業のほか、税務行政その他租税若しくは税理士に関する制度又は本会の会務について本会に具申することができる。

(支部の区域)

第4条 支部の区域は、徳山税務署の管轄区域とする。

(支部事務所の所在地)

第5条 支部の事務所は、支部長の税理士事務所又は支部長が所属する税理士法人の事務所に置く。

(支部会員)

第6条 支部の会員は、税理士である会員(以下「支部税理士会員」という。)及び税理士法人である会員(以下「支部税理士法人会員」という。)とする。

2 支部税理士会員は、次の者をいう。

- (1) 支部の区域に税理士事務所を有する税理士
- (2) 次項各号に規定する税理士法人のその事務所において執務する社員である税理士
- (3) 第1号に規定する税理士又は次項各号に規定する税理士法人のその事務所において補助者として勤務し、業務に従事する税理士

3 支部税理士法人会員は、次の者をいう。

- (1) 支部の区域に主たる事務所を有する税理士法人
- (2) 支部の区域に従たる事務所を有する税理士法人

(支部会員名簿)

第7条 支部に支部税理士会員名簿及び支部税理士法人会員名簿を備え、本会の会則第12条(税理士会員名簿)及び第12条の2(税理士法人会員名簿)に定める事項を登載する。

2 前項に規定する支部会員名簿は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもって作成することができる。

3 支部は、第1項の登載事項に異動があったときは、本会の連絡により、速やかに整備を行う。

(支部役員)

第8条 支部に次の役員を置く。

支部長	1人
副支部長	2人以内
支部幹事	8人以内
支部監事	2人以内

(支部役員を選任)

第9条 支部役員は、支部税理士会員のうちから選任する。

2 支部長は、支部役員就任を遅滞なく本会に報告しなければならない。

3 支部税理士法人会員は、支部役員選任に関し、選挙権及び被選挙権を有しない。

(支部役員の任期)

第 10 条 支部役員の任期は、就任後第 2 回目の支部定期総会終了の時までとする。

2 補欠又は増員により就任した支部役員の任期は、他の役員の残任期間と同一とする。

(支部役員の職務)

第 11 条 支部長は、支部を代表し、業務を統括し、支部幹事会の議長となる。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠員のときは、あらかじめ支部長が定めた順位によりその職務を代理し、又は代行する。

3 支部幹事は、支部の業務を執行する。

4 支部監事は、支部の会計及び業務の執行を監査する。

(支部幹事会)

第 12 条 支部幹事会は、支部長、副支部長及び支部幹事をもって構成する。

2 支部幹事会は、次の事項を決定する。

(1) 支部総会に提出すべき議案、その他この規約に規定されている支部幹事会の議を要する事項

(2) 支部総会で委任された事項

(3) 第 3 条第 2 項の規定による答申又は同条第 3 項の規定による具申に関する事項

(4) その他業務執行上重要と認められる事項

(支部幹事会の運営)

第 13 条 支部幹事会は、支部長が招集し、その構成員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

2 支部幹事会の議事は、その出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 支部幹事会の議事について特別の利害関係のある者は、その議決に加わることができない。

(業務の分掌)

第 14 条 支部は、第 3 条の事業遂行のため、部及び委員会を置くことができる。

(支部顧問及び支部相談役)

第 14 条の 2 支部長は必要に応じ支部幹事会の議を経て、支部顧問及び支部相談役を委嘱することができる。

2 支部顧問及び支部相談役の任期は、就任後第 2 回目の支部定期総会終了の時までとする。

(支部総会)

第 15 条 支部長は、毎年事業年度終了の日から 3 か月以内に支部定期総会を招集する。

- 2 支部総会の議長は、支部総会において選出する。
- 3 支部長は、必要があるときは支部臨時総会を招集することができる。
- 4 支部長は、支部臨時総会を招集しようとするときは、招集の理由及び議案について支部幹事会の議を経なくてはならない。
- 5 支部税理士会員総数の 3 分の 1 以上にあたる者が、書面をもって招集の理由及び議案を支部長に提出し、支部総会の招集を請求することができる。
- 6 前項の請求があった場合、支部長は 2 週間以内に支部総会開催の通知をしなければならない。
- 7 支部総会を招集するには、会日の 2 週間前までにその日時、場所及び議案を記載した書面（電磁的記録によるものを含む。第 17 条第 1 項及び第 24 条第 2 項において同じ。）により、支部税理士会員にその通知をしなければならない
- 8 前項の規定により通知しなければならない支部税理士会員は、支部総会招集通知書の発送日現在において支部税理士会員名簿に登載されている者とする。

(議決の要件)

第 16 条 支部総会の議決は、支部税理士会員の 2 分の 1 以上の者が出席し、その出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 支部総会において、次に掲げる事項について議決する場合には、前項の規定にかかわらず、支部税理士会員の 2 分の 1 以上の者が出席し、その出席者の 3 分の 2 以上の多数によらなければならない。
  - (1) この規約の変更
  - (2) 支部の解散及び合併
  - (3) 解散の場合における残余財産の処分
  - (4) 支部特別会費の徴収

(代理人による議決権の行使)

第 17 条 支部総会に出席できない支部税理士会員は、議案について賛否の意見を明らかにして、出席する支部税理士会員に代理の権限を与える旨の書面を支部長に提出したとき、当該代理人をもって、その者の議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により、議決権の行使を委任した支部税理士会員は、支部総会に出席したものとみなす。

(支部総会で決定すべき事項)

第 18 条 支部総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) この規約において支部総会の議決又は承認を要することとされている事項
- (2) 第 16 条第 2 項各号に掲げる事項
- (3) 支部の重要な財産の取得及び処分に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支部幹事会において必要と認められた事項

( 議事の制限 )

第 19 条 支部総会においては、第 15 条第 7 項の規定により、支部税理士会員にあらかじめ通知してある議案以外の事項を決定することができない。

( 議決権 )

第 20 条 支部総会における支部税理士会員の議決権は、支部税理士会員 1 人につき 1 個とする。

2 支部税理士法人会員は、支部総会の議決権を有しない。

( 利害関係者の排除 )

第 21 条 支部総会の議案について特別の利害関係がある者は、その議決に加わることができない。

( 議事録 )

第 22 条 支部総会の議事録には、議事の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した支部税理士会員 2 人以上の者が署名押印して支部に保存しなければならない。

2 前項の議事録は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、署名押印に代わる措置をとらなければならない。

( 本会の承認 )

第 23 条 支部長は、支部の規約の制定又は改廃については本会の承認を受けなければならない。

( 本会への報告 )

第 24 条 支部長は、次の事項について本会に報告しなければならない。

- (1) 支部総会を招集するときは、その日時、場所及び議案
- (2) 支部総会が終了したときは、その決議の内容
- (3) 事務所を移転したときは、移転後の事務所の所在地
- (4) 支部役員の変更又は支部役員の氏名に変更があったときは、変更後の支部役員の氏名
- (5) その他支部の業務又は支部会員の業務に関して本会が必要と認める事項

及びこの規約で定めたもの

2 支部長は、前項第2号に基づき、次の書面を提出する。

- (1) 議事録
- (2) 事業報告並びに貸借対照表、財産目録及び収支計算書
- (3) 事業計画及び収支予算書

(会則等の遵守)

第25条 支部会員は、税理士に関する法令、日本税理士会連合会(以下「連合会」という。)の会則、本会の会則、規則等及びこの規約(以下「会則等」という。)を遵守し、税理士としての品位の保持、資質の向上に努めなければならない。

(会員に対する監督)

第26条 支部は、支部会員が前条の会則等の遵守義務に違反し、又は税理士としての品位を著しく害したと認められるときは、その状況を調査し、必要に応じ関係者から報告を求めることができる。

(支部役員の守秘義務)

第27条 支部役員は、正当な理由なくして、職務上知り得た支部会員に関する秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。支部役員でなくなった後においても、また同様とする。

(研修)

第28条 支部税理士会員は、その資質の向上を図るため、連合会、本会及び支部が行う研修を受けなければならない。

(税務支援)

第29条 支部会員は、連合会及び本会の会則等の規定により、税務援助対象者及び税務指導対象者の税務支援に従事しなければならない。

2 支部会員は、支部及び本会から前項の従事の要請があったときは、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(支部会費)

第30条 支部会員は、1事業年度につき次の各号に定める支部会費を負担する。

- (1) 支部税理士会員 30,000円
- (2) 支部税理士法人会員 30,000円

2 前項の支部会費は、原則として各事業年度の6月30日までに納付しなければならない。

3 中途入退会者の支部会費は、月割額とする。

(支部特別会費)

第 30 条の 2 支部会員は、支部総会の決議により支部の特別の支出に充てる支部特別会費を負担する。

(会費及び特別会費の免除)

第 30 条の 3 本会の会費免除細則により本会の会費を免除された支部会員の支部会費及び支部特別会費は、本会の会費免除細則を準用して免除する。

2 支部会員は、前項の規定に該当しないことになったときは遅滞なくその旨を支部長に届け出なければならない。

(経費)

第 31 条 支部の経費は、支部会費、支部特別会費、支部助成金、寄附金その他の収入をもって支弁する。

(財産の管理)

第 32 条 支部の財産の管理は、支部長が行う。

(事業年度)

第 33 条 支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算及び決算)

第 34 条 支部長は、支部定期総会ごとに予算及び事業計画を提出し、その議決を求めるとともに、前事業年度の決算及び事業報告の承認を求めなければならない。

(監査報告)

第 35 条 支部監事は、各事業年度における会計及び業務を監査し、その結果を翌年度の支部定期総会に報告しなければならない。

(支部会員への通知等)

第 35 条の 2 支部会員に対する通知、催告又は書類の送達（以下「通知等」という。）は、会員名簿に登載されたその者の税理士事務所又は税理士法人事務所に対して行う。

2 前項の通知等は、支部会員の承諾を得て、電磁的方法（第 36 条の細則で定めるものをいう。）により行うことができる。

3 前項の通知等は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

(支部細則)

第 36 条 この規約で定めるもののほか、支部運営に関して必要な事項は、支部幹事会の議を経て支部細則で定める。

(個人情報及び特定個人情報等の取扱い)

第37条 支部は、個人情報の保護に関する法律等に基づき、個人情報を適正に取扱うものとする。

2 支部は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき、適正に取扱うものとする。

3 個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

附 則（令和6年6月12日）

（本会の承認 令和6年7月11日）

第3条、第7条、第15条、第22条、第24条、第35条の2の改正規定は、本会の会則第64条第1項（支部規約）の規定により、本会の承認を受けた日から施行する。